

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

北島町地域包括支援センター

北島町地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、利用者及び職員の安全確保のため、平時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じまん延を防止することができるよう、本指針を定める。

1 感染症の予防及びまん延防止のための具体的措置

(1) 感染対策委員会の設置

センター内の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。委員会で得た結果については、職員に周知徹底を図るものとする。

①委員会での検討内容

- イ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。
- ロ 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修の内容に関すること。
- ハ 感染症の予防及びまん延防止策が確実に講じられるための体制整備に関すること。
- ニ 感染症が発生した場合の報告、対応が迅速かつ適切に行われるための体制整備に関すること。
- ホ 前号の感染拡大防止策に対する評価に関すること。

②委員会の委員構成

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等で構成する。感染対策委員会の責任者は管理者が務める。

③開催頻度

6ヶ月に1回以上及び必要に応じて開催する。

(2) 職員研修および訓練について

職員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及し、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うことを目的に研修並びに訓練を年1回以上実施する。また、新任職員採用時にも実施する。実施の際には、実施内容の記録を行う。

2 平常時の対応

- (1) 保健師が感染対策担当者を務める。
- (2) 日頃から、センターの環境整備（定期的な換気、清掃、消毒等）および職員の感染防止策（手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット等）を行う。
- (3) 利用者及び職員に発熱、咳、痰、喉の痛み、嘔吐、下痢、発疹等の症状が看られた場合は感染症の可能性も考慮して対応する。

(4) 町の関係部署、保健所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

3 感染症発生時の対応

(1) 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

①職員又は利用者が感染した、またはその疑いがある場合には、速やかに状況について把握し、管理者に報告する。

②管理者は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。

③町の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。

(2) 感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。

①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。

②感染者や感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋の着用をする。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、アルコール消毒液で手指消毒を行う。

③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関へ連絡を入れ、サービスの利用の中止、またはサービスの内容の変更を行う。

④別に定める業務継続計画（BCP）に従い、適切な業務の継続に努める。

(3) 感染症等が発生したときは、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

(4) 報告等が義務づけられている感染症等については、速やかに町の関係部署及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか今後の対応について相談する。

4 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるようにホームページに掲載する。

附則

本指針は令和7年3月1日より施行する。